

合併公告

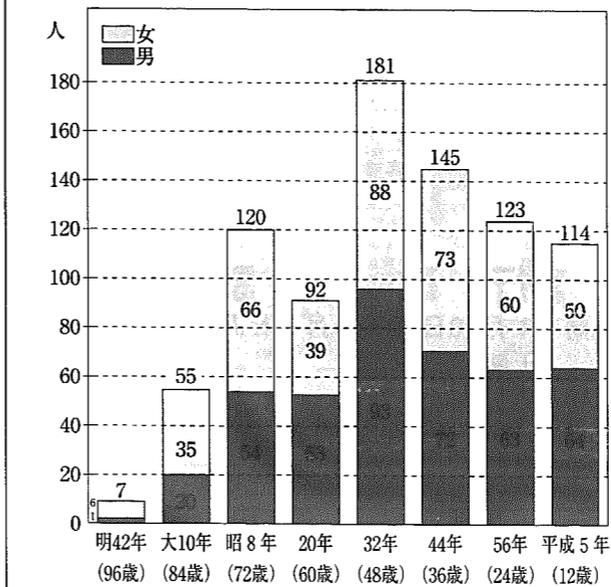
平成16年8月20日に当社会福祉法人は、社会福祉法人新潟市社会福祉協議会（新潟市八千代1丁目3番1号）と合併して解散する旨を、理事会及び評議員会で議決し、平成16年12月20日に合併について所轄庁の認可の通知を受け取りましたので、合併につき異議のある債権者は、この公告掲載の翌日から2月以内にその旨を申し出てください。

平成17年1月1日

主たる事業所の所在地
新潟県中蒲原郡横越町中央1丁目1番2号
社会福祉法人 横越町社会福祉協議会
理事 小木光興

とりの町の酉年生まれの人口

(平成16年12月8日現在)



「13の新潟」観光写真コンクール 作品募集

◆テーマ 3月に合併する13市町村(新潟市、白根市、豊栄市、新津市、横越町、亀田町、小須戸町、西川町、味方村、月潟村、中之口村、湯東村、岩室村)で撮影された魅力的な風景、イベント、まつりなど新しい新潟市の魅力として広くPRできるもの。

◆応募規定 どなたでも応募できます。応募作品は四つ切りまたはワイド四つ切りサイズのカラープリントで未発表のものに限りません。組写真は不可、デジタルフォトは銀塩プリントでご応募ください。応募数の制限はありません。

◆締切 平成17年2月28日(月)必着

◆応募先・問い合わせ 横越町観光協会(横越町役場農政商工課内 ☎385-2111)、または(財)新潟観光コンベンション協会(新潟市山田2307-272 新潟市観光情報館2階 ☎265-8000)まで。

◆発表 3月中旬、応募者に直接通知します。

◆賞(49点) ①グランプリ1点、

「亀田郷の四季」写真コンテスト

◆テーマ 3月に合併する13市町村長賞13点(新潟市長賞、白根市長賞、豊栄市長賞、新津市長賞、横越町長賞、亀田町長賞、小須戸町長賞、西川町長賞、味方村長賞、月潟村長賞、中之口村長賞、湯東村長賞、岩室村長賞)、観光協会長・商工会議

◆応募規定 どなたでも応募できます。応募作品は四つ切りまたはワイド四つ切りサイズのカラープリントで未発表のものに限りません。組写真は不可、デジタルフォトは銀塩プリントでご応募ください。応募数の制限はありません。

◆締切 平成17年2月28日(月)必着

◆応募先・問い合わせ 横越町観光協会(横越町役場農政商工課内 ☎385-2111)、または(財)新潟観光コンベンション協会(新潟市山田2307-272 新潟市観光情報館2階 ☎265-8000)まで。

◆発表 3月中旬、応募者に直接通知します。

◆賞(49点) ①グランプリ1点、

生ごみ処理機器補助金 申請は2月28日まで

町では、ごみ減量化の一環として、生ごみ処理機器の購入(新品に限る)に対して補助金を交付しています。

新潟市でもこの制度はありますが、補助限度額などが新潟市の制度に統一されます。また、コンポスト容器、EMボカシ容器は、補助金の対象から外れますが、新たに減額販売制度が導入されます。

そのため、新潟市への合併日(3月21日)前後に混乱が生じないよう、補助金を受けようとする方は、2月28日(月)までに申請をしてください。

なお、予算には限りがありますので、ご購入を考慮しておられる方は事前にお問い合わせください。受付期間を過ぎてから申請された場合や、お問い合わせがないまま購入し、申請をされた場合には、補助金を受けられない場合がありますのでご注意ください。

【横越町の制度】

補助対象者	町内に住所を有する個人
補助対象機器	コンポスト、EMボカシ容器、電動生ごみ処理機
補助額	購入額の1/2、25,000円限度 ※電動式は、1世帯1台限り
申請手続き	予算には限りがありますので、町民生活課 環境衛生係へご確認の上ご購入ください。

合併後

【新潟市の制度】

補助対象者	市内に住所を有し、かつ居住する個人
補助対象機器	家庭用電動生ごみ処理機
補助額	購入額の1/2、20,000円限度 ※1世帯1台限り
申請手続き	補助金を受けようとする方は、予めご相談ください。補助金の対象となる機種かどうかなどを協議いたします。申請は、新潟市役所の本庁及び各支所(現横越町役場含む)で受付けます。
コンポスト容器 EMボカシ容器 減額販売制度	購入を希望される方は、必要事項を記入の上、官製はがきで申込むか、窓口で申請書を提出いただけます。容器の大きさ等により、販売価格は異なります。

◆問い合わせ 町民生活課 環境衛生係 ☎385-2111

へってらー 国民年金

問1 25年の受給資格期間が足りない! 老齢基礎年金は受給されない? 国民年金に任意加入することによって、受給資格期間を満たすことができます。

老齢基礎年金を受け取るためには、国民年金に原則として25年以上加入し、保険料を納付していることが必要です。もし、受給資格期間が不足しているときは、60歳になっても、65歳になるまでの間、国民年金に任意加入することにより、年金を受け取る権利を得ることができます。

さらに、昭和30年4月1日以前に生まれた人で、年金を受け取る権利がないときは、65歳から70歳になるまでの間、国民年金に任意加入することができます。

問2 60歳前に会社などを退職された人へ 国民年金の加入手続きはお済みですか?

答2 会社などを退職したら、市区町村の国民年金担当窓口へ届出が必要です。

会社勤めをしていたときの第2号被保険者から第1号被保険者となり、国民年金の種別変更の手続きが必要となります。国民年金保険料も、自分で納めることになり、届出がないと、今まで納めた保険料が無駄になったり、老齢基礎年金や障害年金・遺族年金が受けられない場合があります。

問3 配偶者が会社を退職した。第3号被保険者の保険料は?

答3 国民年金保険料を自分で納めます。

例えば、夫が会社を退職する必要です。国民年金保険料も自分で納めることになります。夫が60歳前であれば、夫も国民年金保険料を納めることとなります。

◆問い合わせ 町民生活課 年金係 ☎385-2111

11月資源ごみ収集実績

空きびん	6.0 t
空き缶	4.3 t
古紙	38.9 t
ペットボトル(拠点回収分)	1.5 t
プラ製容器包装(資源化量)	7.3 t
合計	58.0 t